

2015年6月22日、「日韓基本条約」が制定されて50年になる。しかし、侵略戦争や植民地問題について未来の世代が謝罪する必要はないという安倍談話については、右翼だけでなくかなりの層からの支持がある。植民地問題についての清算は「解決済み」であるというキャンペーンが「嫌韓」本やマスメディアの報道番組などで執拗におこなわれ続けている。

しかし、本当にこの問題は「解決済み」なのか。——これについて、「戦後70年 東アジアの未来へ！ 宣言する市民」主催『日韓条約50年「解決済み」論の暴力に抗して』（2015年6月21日）が非常に鋭い指摘をしている。以下、その中でも、特に「日韓基本条約」の中の重要な構成要素である「日韓請求権協定」（1965）に着目して、その論点を紹介したい。

* 日韓請求権協定「完全且つ最終的に解決」——何の請求権が「解決」したのか？

日本軍「慰安婦」被害者や労務や兵役に強制動員された朝鮮半島出身者に対して、日本政府は賠償を拒絶し続けている。その最大の根拠の1つが「日韓請求権協定」である。そこには「両締結国及びその国民の間の請求権に関する問題が」「完全且つ最終的に解決した」とある。しかし、この協定には請求権の根拠が書かれていない。何の請求権なのかこの協定そのものからは不明確である。

* 植民地支配の賠償ではない（両政府一致）、日韓併合については相違——違法（韓国）・合法（日本）

1965年の日韓両政府が一致した認識は「領土の分離・分割に伴う財政上および民事上の請求権」に過ぎなかった。つまり両国ともこの協定は植民地支配を解決したものではないという認識をしていた

日韓両政府の主張は、日韓併合（1910-45）～について根本的に食い違っている。韓国政府は違法、日本政府は合法、という立場である。したがって「植民地支配」の文言がないこの協定で、韓国は、植民地支配責任は解決されていないとし、一方、日本政府は日韓併合を合法としていており、植民地支配ではないのだから、「植民地支配」の文言がないのは当然と考えていた。

* 「すべて解決済み」とする日本政府の立場の矛盾点

1995年に日本政府が出した「村山談話」において、初めて植民地支配責任が認められた。しかし、この協定で植民地支配に基づく問題も「すべて解決済み」という立場を取るようになってしまった。1965年では植民地支配の問題はないと主張したのに現在ではそれを含むと主張している。

* 日本政府が事実と責任を認めて賠償をおこなうことが解決への道

近年、韓国の政府・裁判所から、植民地支配責任をあらためて問題にする動きが相次いでいる。

・「日本軍慰安婦問題等のような日本政府等の国家権力が関与した「反人道的不法行為」については本件協定により解決されたものとはみることができない」（韓国政府公式見解 2005年8月26日）

・「日本軍慰安婦としての賠償請求権」が当該協定で消滅したか否かに関する日本と韓国との解釈上の紛争を解決せずにいる韓国政府の「不作為は違憲」（韓国憲法裁判所 2011年8月30日）

・「請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため支配の性格について合意できなかった。このような状況では、「原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。」（韓国大法院判決 2012年5月24日）

これに対して日本政府は「解決済み」との態度を繰り返し、ことあるごとに反韓キャンペーンを繰り返している。しかし、日韓請求権問題ひとつをとってみても嘘をつき責任逃れをしているのは日本の側なのである。日本政府が事実を直視し、責任を明確に取ることなしにはこの問題は解決しえない。